

令和4年（2022年）
第3回定例会

議案概要

東京都町田市

町田市職員の定年引上げに関連する議案について（第70号議案～第76号議案）

【定年引上げ制度について】

地方公務員の定年を引き上げる地方公務員法の改正に伴い、次のとおり制度を整備します。

1 段階的な定年引上げ

現行 60 歳としている定年年齢を、2023 年度から 2 年ごとに 1 歳ずつ引き上げ、2031 年度以後、一律 65 歳とします。

《定年引上げ早見表》

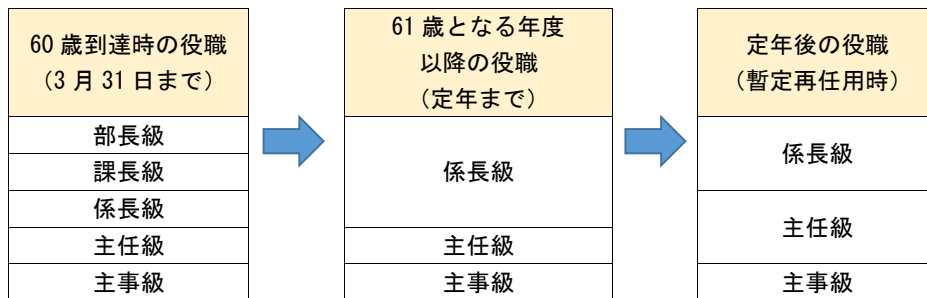
年度	→制度開始						制度完成→						
	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	
定年年齢	60	61		62		63		64		65			
生 年 月 日	S37.4.2～ S38.4.1	60 定年退職⇒	61	62	63	64	65	⇒定年退職後の再任用期間					
	S38.4.2～ S39.4.1	59 役職定年⇒	60歳 定年退職⇒	61	62	63	64	65	⇒定年退職後の再任用期間				
	S39.4.2～ S40.4.1	58 役職定年⇒	59	60	61	62	63	64	65	⇒定年退職後の再任用期間			
	S40.4.2～ S41.4.1	57	58	59	60	61	62	63	64	65	⇒定年退職後の再任用期間		
	S41.4.2～ S42.4.1	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65 ⇒定年退職後の再任用期間		
	S42.4.2～ S43.4.1	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65 定年退職⇒	
	S43.4.2～ S44.4.1	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65 定年退職⇒

2022 年度末年齢

2 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）

(1) 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職として勤務できる上限の年齢を、原則 60 歳とします。

《役職定年のイメージ》



(2) 管理監督職の職員が、役職定年により他の職に変わること、公務の運営に著しい支障が生ずる場合は、引き続き管理監督職のまま勤務させることができます。

3 再任用制度

(1) 定年前再任用短時間勤務制

60 歳以後の多様な働き方のニーズに対応するため、60 歳以後定年年齢前に退職した職員を、短時間勤務の職で再任用することができる制度を新たに設けます。

(2) 暫定再任用制度

定年の段階的な引上げ期間中、定年退職した職員について、65 歳までの雇用を確保するため、暫定的に現行の再任用と同様の運用とします。

4 給与

定年引上げに伴い、61歳となる年度以後の職員の給与水準を、当分の間、60歳到達時の給料月額「7割水準」とします。

5 退職手当

定年引上げに伴い、61歳となる年度以後に給料月額が減額（7割水準）となっても、退職手当の基本額は、減額前の給料月額を基礎に計算する「ピーク時特例」を適用します。

【議案の概要】

定年引上げに関連する議案（第70号議案～第76号議案）の主な内容は次のとおりです。

- 第70号議案 町田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
定年年齢、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制、及び翌年度に60歳となる職員への情報提供、意思確認について定めます。
- 第71号議案 町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - ・61歳となる年度以後の職員の給与水準を、60歳到達時の給与月額「7割水準」とします。
 - ・定年前再任用短時間勤務職員の給与について定めます。
- 第72号議案 町田市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
退職手当の基本額を、減額前の給料月額を基礎に計算する「ピーク時特例」について定めます。
- 第73号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
地方公務員法の改正に伴い、引用する規定の条項番号を改める等、関係する次の6本の条例を一括して整備します。
 - ・町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
 - ・町田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
 - ・町田市職員定数条例
 - ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
 - ・公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例
 - ・町田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 第74号議案 町田市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
定年引上げに伴う給与の減額等、降給について定めます。
- 第75号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
地方公務員法の改正に伴い、引用する規定の条項番号を改めるとともに、条例の構成を整理します。
- 第76号議案 町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
61歳となる年度以後の町田市病院事業企業職員の給与水準を、60歳到達時の給与月額「7割水準」にできるように定めます。

問合せ先

総務部 職員課長 横山

電話

724-2199

議案概要

議案名	第 7 7 号議案 町田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
-----	---------------------------------------

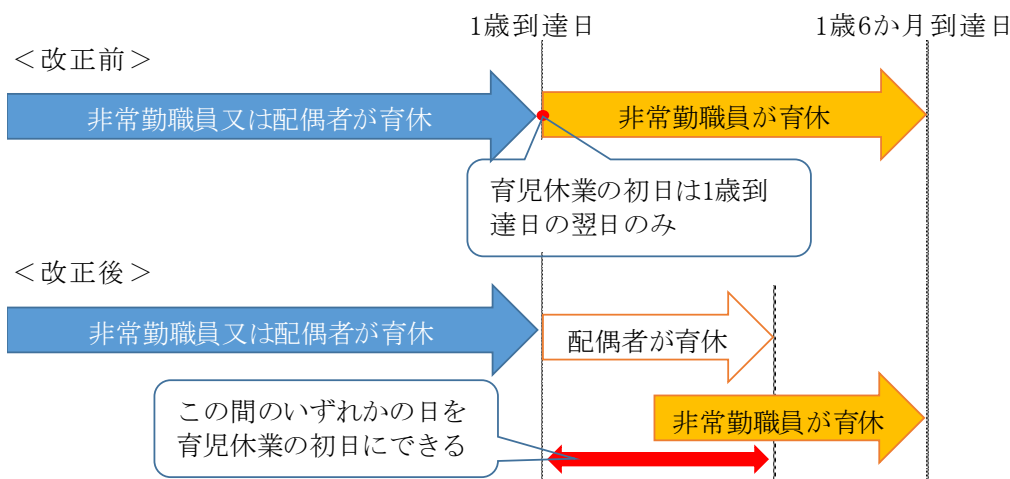
【議案提出の目的】

地方公務員の育児休業等に関する法律等及び地方公務員法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴う改正（2022 年 10 月 1 日施行）
 - ・ 非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和します。

【例】 現行は、非常勤職員が、子どもが 1 歳から 1 歳 6 か月の間に育児休業を取得する場合、その開始日は 1 歳到達日の翌日に限定されています。改正後は、配偶者が育児休業を取得している間は、開始日を任意の日にすることができ、夫婦交替で育児休業を取得できるようになります。



- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業の取得回数制限が原則 1 回から 2 回に緩和され、これまで 2 回目の育児休業を請求するために提出が必要であった、育児休業等計画書を廃止します。

- ・ 任期の定めのある職員について、取得利用回数制限の例外を拡大します。

- 地方公務員法の改正に伴う改正（2023 年 4 月 1 日施行）
 - ・ 育児休業をすることができない職員に、役職定年の適用を延期された管理職を加えます。
 - ・ 地方公務員法から引用する規定の条項番号を改めるとともに、再任用短時間勤務職員を短時間勤務職員に改めます。

【関係法令】

- 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）
- 職員の育児休業等（人事院規則 19-0）
- 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

問合せ先	総務部 職員課長 横山	電話	724-2199
------	-------------	----	----------

議案概要

議案名	第78号議案 町田市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 社会情勢の変化に伴い、出張に係る旅行雑費を廃止するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 職員が出張をした場合に支給する、旅行雑費を廃止します。○ 2023年4月1日から施行します。			
問合せ先	総務部 職員課長 横山	電話	724-2199

議案概要

議案名	第79号議案 町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 社会情勢の変化に伴い、出張に係る旅行雑費を廃止するため、及び地方公務員法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 会計年度任用職員が出張をした場合に支給する、旅行雑費を廃止します。○ 地方公務員法の改正に伴い、引用する規定の条項番号等を改めます。○ 2023年4月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）			
問合せ先	総務部 職員課長 横山	電話	724-2199

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第80号議案 町田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例</p>												
<p>【議案提出の目的】 地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、町田市長等の損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるため、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 市長等が市に対して損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、基準給与年額に市長等の区分に応じて定める数を乗じて得た額を損害賠償の限度額（最低責任負担額）とし、それを超える部分については免責します。</p> <table border="1" data-bbox="225 631 1433 1124"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 631 1070 703">区分</th> <th data-bbox="1070 631 1433 703">最低責任負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 703 1070 775">市長</td> <td data-bbox="1070 703 1433 775">基準給与年額の6倍</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 775 1070 913">副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員</td> <td data-bbox="1070 775 1433 913">基準給与年額の4倍</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 913 1070 1052">公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、地方公営企業の管理者</td> <td data-bbox="1070 913 1433 1052">基準給与年額の2倍</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1052 1070 1124">上記以外の職員</td> <td data-bbox="1070 1052 1433 1124">基準給与年額の1倍</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第243条の2第1項（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）</p> <p>○ 地方自治法施行令第173条（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）</p>				区分	最低責任負担額	市長	基準給与年額の6倍	副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員	基準給与年額の4倍	公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、地方公営企業の管理者	基準給与年額の2倍	上記以外の職員	基準給与年額の1倍
区分	最低責任負担額												
市長	基準給与年額の6倍												
副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員	基準給与年額の4倍												
公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、地方公営企業の管理者	基準給与年額の2倍												
上記以外の職員	基準給与年額の1倍												
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 職員課長 横山</p>	<p>電話</p>	<p>724-2199</p>										

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 8 1 号議案 町田市組織条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 町田市の DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に向け、政策経営部にデジタル戦略室を設置することに伴い、分掌事務を変更するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部が所管している分掌事務のうち「情報化に関すること」を政策経営部に移管します。 ○ 2022 年 10 月 1 日から施行します。 <p>【改正により何がかわるのか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、DX の企画は政策経営部が、情報システムの導入・管理は総務部が所管し、両部で連携して、町田市の DX を推進しています。 ○ 2022 年 10 月 1 日付け組織改正により、総務部が実施している業務を移管し、政策経営部にデジタル戦略室を設置します。 ○ DX の推進を一つの部署に統合することで、DX の推進に関する企画から導入までを一貫して行う体制を整備することができます。また、DX の推進体制が市民や事業者にも、わかりやすくなります。 ○ 施策の総合調整を行う政策経営部が DX の推進を所管することで、各行政分野における DX の推進が強化されます。 			
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 総務課長 谷</p>	<p>電話</p>	<p>724-2104</p>

議案概要

議案名	第 8 2 号議案 町田市高校生等の医療費の助成に関する条例		
【議案提出の目的】			
高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的として、2023年4月から高校生等を対象とした医療費助成を実施するため、制定するものです。			
【議案の内容】			
○ 高校生等を対象とした医療費助成について、資格要件、所得の制限、助成の範囲等を定めます。			
＜医療費助成の概要＞			
対 象	<p>高校生等</p> <p>15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもで、町田市に住民登録があり、国内の健康保険に加入している者（高校に在学していない子どもも対象）</p>		
所得制限	<p>児童手当の所得制限限度額に準拠</p> <p>（例）配偶者＋子2人の扶養で、年収960万円未満</p>		
助成の範囲	<p>入院/調剤：保険診療の自己負担分を助成</p> <p>通 院：保険診療の自己負担分から通院1回200円を控除した額を助成</p>		
○ 2023年4月1日から施行します。			
問合せ先	子ども生活部 子ども総務課長 大坪	電話	724-2876

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 8 3 号議案 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 高校生等の医療費の助成、心身障害者の医療費の助成及び心身障害者の福祉手当の支給に関する事務について、個人番号を利用し、必要な情報を取得するため、所要の改正をします。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高校生等の医療費の助成、心身障害者の医療費の助成及び心身障害者の福祉手当の支給に関する事務について、地方税情報等、資格審査に必要な特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を取得できるようにします。 ○ 公布の日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号） <p>【改正により何が変わるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人番号を利用して、他の自治体から地方税情報等の情報を取得することにより、転入者が申請や更新時に提出していた課税（非課税）証明書が不要となるなど、対象者の負担軽減を図ることができます。 			
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 市政情報課長 神谷 地域福祉部 障がい福祉課長 金子 子ども生活部 子ども総務課長 大坪</p>	<p>電話</p>	<p>724-8407 724-2147 724-2876</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 8 4 号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び建築基準法の改正等に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正（2022 年 10 月 1 日施行）により、長期優良住宅の認定制度※の対象となる住宅として、現行の新築及び増改築の住宅に、建築行為を伴わない既存住宅が新たに加わりました。それに伴い、既存住宅の認定の申請等に係る手数料を規定します。 （例）一戸建て住宅（住宅性能評価書等が添付された場合） 10,000 円</p> <div data-bbox="164 689 1453 1256" data-label="Diagram"> <p>The diagram illustrates the transition from the current system to the new system. On the left, the 'Current System' (現行制度) includes 'New Construction' (新築) and 'Renovation' (増改築). Both lead to 'Certification (Building Plan + Maintenance Plan)' (認定 (建築計画+維持保全計画)), which results in a house icon. On the right, the 'New System' (創設制度) includes 'No Construction' (建築行為なし), which leads to 'Certification (Maintenance Plan)' (認定 (維持保全計画)), also resulting in a house icon. A plus sign (+) labeled '追加' (Addition) is placed between the two systems, indicating the new system is being added to the existing one.</p> </div> <p>※長期優良住宅の認定制度 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の建築及び維持保全計画を認定する制度で、新規制度の創設により、既存住宅ストックの質の向上と不動産売買などの流通促進等を図るものです。認定を受けた既存住宅は、その良質性が適正に評価されることで流通時等の差別化が図られ、税の特例や融資の借入金利の引き下げ等を受けることができます。</p> <p>○ 建築基準法の改正により、引用する規定の項番号を改めます。 第 85 条第 5 項 → 第 85 条第 6 項、第 85 条第 6 項 → 第 85 条第 7 項 など</p> <p>○ 2022 年 10 月 1 日から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）</p> <p>○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 建築開発審査課長 武井</p>	<p>電話</p>	<p>724-4273</p>

議案概要

議案名		第 8 5 号議案 町田市教育環境整備地区建築条例	
<p>【議案提出の目的】 学校施設の多機能化や他の公共施設との複合化など、教育関連施設の整備を推進するにあたり、特別用途地区として「教育環境整備地区」を定め、地区内の建築物の建築制限の強化及び緩和等を行うため、制定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 教育環境整備地区として、以下の 2 つの地区を定め、建築物の用途の制限の緩和及び強化を図るとともに、周辺環境に支障がでないよう、地区特性に応じて、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度を定めます。</p>			
地区の区分	第一種教育環境整備地区 【用途制限を緩和】	第二種教育環境整備地区 【用途制限を強化】	
建築物の用途	建築基準法上の用途制限の規定にかかわらず、次に掲げる建築物を建築することができる。 ・工場（給食センター） ・処理施設 （学校給食により生じた紙製容器の再資源化施設、食品残さの堆肥化施設） ・体育館 ・観覧場 ・集会場 ・事務所	建築基準法上の用途制限の規定に定めるもののほか、次に掲げる建築物は、 <u>建築することができない。</u> ・工場（給食センター以外）	
敷地面積の最低限度	500 m ²	1,000 m ²	
壁面の位置の制限	5m	指定なし	
建築物の高さの最高限度	20m	20m	
<p>○ 2022 年度中に、第一種教育環境整備地区に中学校給食センターの建設予定地である町田忠生小山エリア（旧忠生第六小学校）を、第二種教育環境整備地区に南エリア（東光寺公園）を指定し、都市計画決定する予定です。</p> <p>○ 2022 年 10 月 1 日から施行します。</p> <p>【関係法令】 ○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号） ○ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）</p>			
問合せ先	都市づくり部 建築開発審査課長 武井	電話	724-4273

議案概要

議案名	第 8 6 号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例
-----	------------------------------

【議案提出の目的】

野津田公園、本町田後田公園及び小山上沼公園に新設する施設の利用時間、利用料金等を設定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 野津田公園に関する規定の追加

- ・新設する野津田公園北テニスコート及び附属設備（照明設備）に関する規定を加えます。

名称	利用時間	利用料金 ※1 ※2
野津田公園北テニスコート	午前 9 時から午後 9 時まで	1,040 円/2 時間
附属設備（照明設備）	—	410 円/30 分

○ 本町田後田公園に関する規定の追加

- ・新設する本町田後田グラウンド及び附属設備（照明設備）に関する規定を加えます。

名称	利用時間	利用料金 ※1 ※2
本町田後田グラウンド	午前 9 時から午後 9 時まで	2,090 円/2 時間
附属設備（照明設備）	—	1,460 円/30 分

- ・新設する本町田後田公園駐車場に関する規定を加えます。

名称	利用時間	料金 ※1
本町田後田公園 駐 車 場	午前 6 時から午後 9 時 30 分 まで	[普通車] (1) 1 時間まで無料 (2) 1 時間を超え 1 時間 30 分まで 100 円 (3) 1 時間 30 分以降 100 円/1 時間 (4) 8 時間を超える場合 800 円

○ 小山上沼公園に関する規定の追加

- ・新設する小山上沼グラウンド及び附属設備（照明設備）に関する規定を加えます。

名称	利用時間	利用料金 ※1 ※2
小山上沼グラウンド	午前 9 時から午後 9 時まで	1,050 円/2 時間
附属設備（照明設備）	—	730 円/30 分

- ・新設する小山上沼公園駐車場に関する規定を加えます。

名称	利用時間	料金 ※1
小山上沼公園 駐 車 場	午前 6 時から午後 9 時 30 分 まで	[普通車] (1) 1 時間まで無料 (2) 1 時間を超え 1 時間 30 分まで 100 円 (3) 1 時間 30 分以降 100 円/1 時間 (4) 8 時間を超える場合 800 円

※1 利用料金については、他の同種・同規模の施設を参考に設定しました。

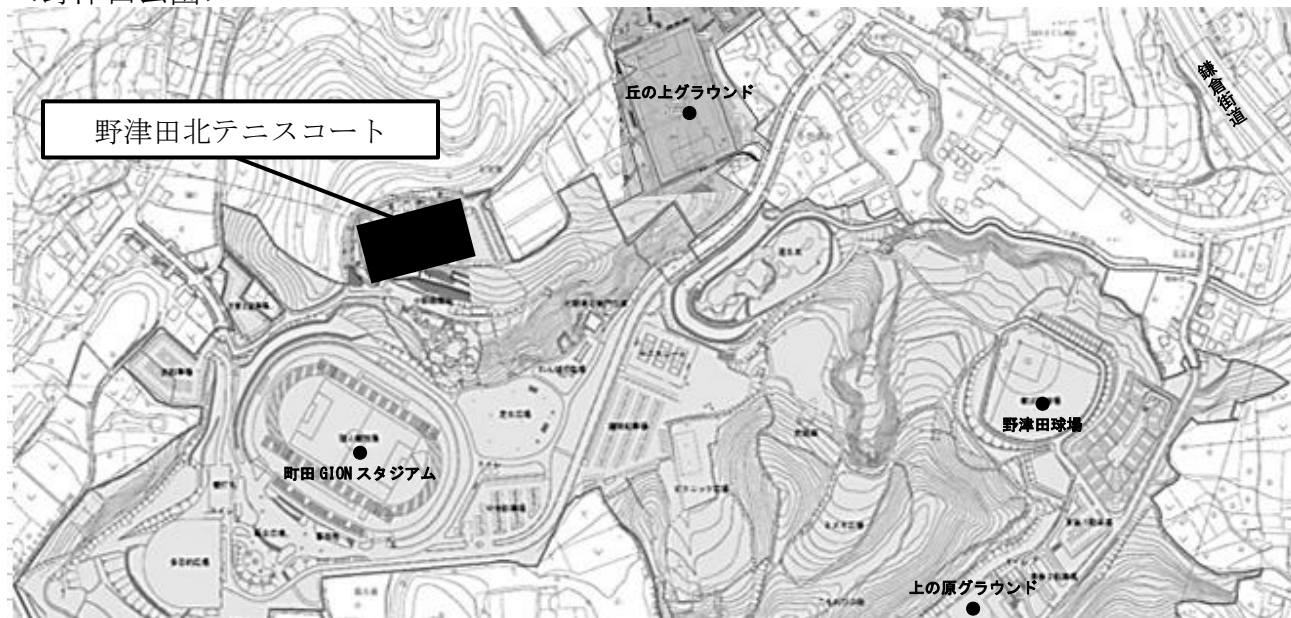
※2 入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合の利用料金です。

○ 駐車場に関する規定の整理

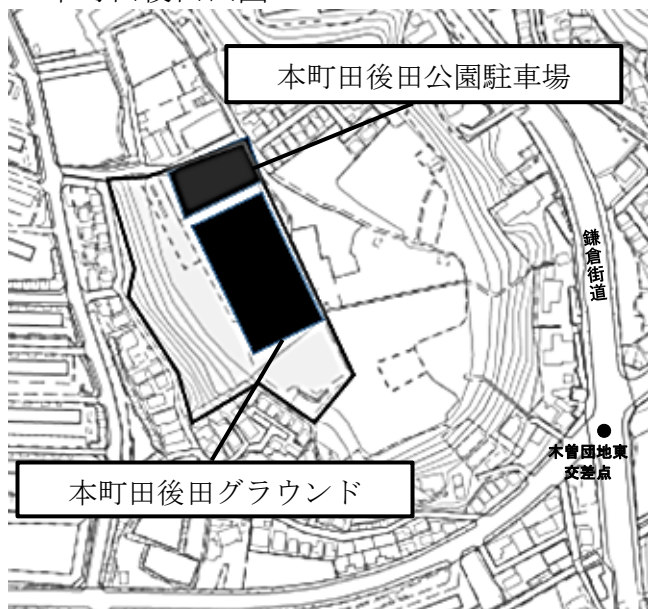
駐車券等の紛失などにより駐車場の利用時間が特定できない場合の取扱いについて、利用時間の区分を、8時間を超えるものとみなし最大料金を徴収する規定を追加します。

○ 2023年4月1日から施行します。

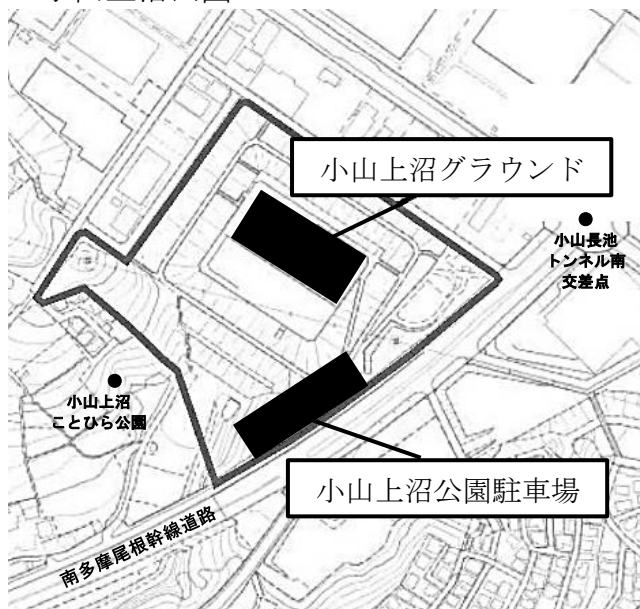
<野津田公園>



<本町田後田公園>



<小山上沼公園>



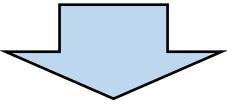
問合せ先

都市づくり部 公園緑地課長 新

電話

724-4397

議案概要

議案名	第 8 7 号議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>厚生労働省告示の改正に伴い、町田市民病院の使用料を改定するため、所要の改正をします。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>○ 町田市民病院の使用料のうち、紹介状を持たずに受診した場合などに加算する「非紹介患者加算料」を以下のとおり改めます。</p>			
<p><改正前：2022 年 9 月 30 日まで></p>			
非紹介患者加算料	医師による初診	5,000 円	
	歯科医師による初診	3,000 円	
	医師による再診	2,500 円	
	歯科医師による再診	1,500 円	
			
<p><改正後：2022 年 10 月 1 日から></p>			
非紹介患者加算料	医師による初診	7,000 円	
	歯科医師による初診	5,000 円	
	医師による再診	3,000 円	
	歯科医師による再診	1,900 円	
<p>※料金は、厚生労働省告示で定める額以上とすることとされており、改定後の料金は告示による最低金額と同額を設定しています。</p>			
<p>○ 2022 年 10 月 1 日から施行します。</p>			
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<p>療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）</p>			
問合せ先	市民病院 医事課長 吉本		電話 724-2230

議案概要

議案名	第 8 8 号議案 町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
-----	---

【議案提出の目的】

公職選挙法施行令の改正に伴い、町田市議会議員及び町田市長の選挙における選挙運動の公費負担額を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 公職選挙法施行令の改正により、国政選挙における選挙運動に関し、物価の変動や消費税増税等を鑑み、選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担額の限度額が引き上げられました。これに準じて、町田市議会議員選挙及び町田市長選挙における選挙運動の公費負担額の限度額を改正します。

	改正単価	現行単価
自動車借入れ（1日）	16,100 円	15,800 円
燃料供給（1日）	7,700 円	7,560 円
ビラの作成（1枚）	7 円 73 銭	7 円 51 銭
ポスターの作成 （ポスター掲示場の数が 500 以下の場合）	541 円 31 銭 （作成単価を定める際に用いる金額）1 掲示場当たり	525 円 6 銭 （左記に同じ）
	316,250 円 （作成単価を定める際に加える金額）	310,500 円 （左記に同じ）
ポスターの作成 （ポスター掲示場の数が 500 を超える場合）	28 円 35 銭 （作成単価を定める際に用いる金額）500 を超える数の 1 掲示場当たり	27 円 50 銭 （左記に同じ）
	586,905 円 （作成単価を定める際に加える金額）	573,030 円 （左記に同じ）

- 公布の日から施行します。

【関係法令】

- 公職選挙法施行令第 109 条の 4（自動車の使用の公営）、第 109 条の 8（ビラの作成の公営）、第 110 条の 4（ポスターの作成の公営）

問合せ先	選挙管理委員会事務局課長 山之内	電話	724-2168
------	------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 8 9 号議案 旧忠生第六小学校解体工事請負契約</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>「(仮称)町田市中学校給食センター整備・運営事業」の実施に伴い、町田忠生小山エリア給食センターの建築敷地を確保するため、旧忠生第六小学校を解体する工事請負契約を締結するものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・旧忠生第六小学校の解体 校舎棟 3 棟 (鉄筋コンクリート造 3 階建、4 階建) 体育館棟 (鉄骨造 3 階建) 給食棟 (鉄筋コンクリート造 2 階建) プール、外構等の撤去 ・敷地面積：17,350.12 m² ・延床面積：7,492 m² 			
			
<p>□ 工事区域</p>			
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号 (契約の締結) ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項 (議決に付すべき契約の基準) ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条 (議決に付すべき契約) 			
<p>【契約の概要】</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 旧忠生第六小学校解体工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 352,000,000 円 ○ 契約相手方 東京都立川市柴崎町三丁目 13 番 19 号 株式会社エコワス 代表取締役 森屋 光石 ○ 工 期 契約確定の日から 2023 年 6 月 30 日まで 			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (工事内容) 財務部 営繕課長 原田 (事業内容) 学校教育部 施設課長 平川</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-1293 724-2174</p>

議案概要

議案名	第90号議案 ペDESTリアン1号デッキ上屋補修工事請負契約
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

2019年度に策定した町田市ペDESTリアンデッキ長寿命化修繕計画に基づき、ペDESTリアン1号デッキの上屋補修を行う工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

- ・塗替塗装工
床面より上側の柱及び梁の塗替え
- ・上部壁補修工
耐久性に優れたフッ素樹脂焼付塗装アルミパネル製に更新
- ・下部壁補修工
紫外線硬化型FRPシートで鋼材を保護する補修
- ・仮設工
- ・交通保安工

<工事区域図>



■ 工事区域

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 ペDESTリアン1号デッキ上屋補修工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 205,319,070円
- 契約相手方 東京都町田市原町田六丁目22番9号
株式会社石井工務店
代表取締役社長 若林 克典
- 工期 契約確定の日から2023年12月11日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上	電話	724-2523
	(工事内容) 道路部 道路維持課長 林田		724-4458

議案概要

議案名	第 9 1 号議案 市道路線の認定について		
<p>【議案提出の目的】 開発行為により築造された道路、私道移管事業や道路位置指定の協議により移管された道路、事業により築造予定の道路を市道として認定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 南 2347 号線その他の合計 16 路線 総延長 938mを市道として認定します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
問合せ先	道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 奥村	電話	724-1154

議案概要

議案名	第92号議案 南大谷子どもクラブの指定管理者の指定について																														
<p>【議案提出の目的】 南大谷子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 特定非営利活動法人子育て・子育て支援タグボート 理事長 内田 延子 東京都町田市玉川学園二丁目3番37号</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3">南大谷子どもクラブ</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市南大谷 264 番地</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">2000 年 1 月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造 (都営南大谷住宅 1 階)</td> </tr> <tr> <td>施設面積</td> <td colspan="3">600.02 m²</td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td colspan="3">360.00 m²</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">多目的ホール、図書コーナー、乳幼児コーナー等</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもクラブの事業の実施に関すること。 ・子どもクラブの利用に関すること。 ・子どもクラブの施設の維持管理に関すること。 <p>○ 指定の期間 2023 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの 5 年間</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市子どもセンター条例第 10 条第 3 項 (指定管理者の指定等)</p>				名 称	南大谷子どもクラブ			所 在 地	町田市南大谷 264 番地			開設年月	2000 年 1 月			建物構造	鉄筋コンクリート造 (都営南大谷住宅 1 階)			施設面積	600.02 m ²			建物面積	360.00 m ²			主要施設	多目的ホール、図書コーナー、乳幼児コーナー等		
名 称	南大谷子どもクラブ																														
所 在 地	町田市南大谷 264 番地																														
開設年月	2000 年 1 月																														
建物構造	鉄筋コンクリート造 (都営南大谷住宅 1 階)																														
施設面積	600.02 m ²																														
建物面積	360.00 m ²																														
主要施設	多目的ホール、図書コーナー、乳幼児コーナー等																														
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 早出	電話	724-4097																												

議案概要

議案名	第93号議案 町田市大地沢自然交流サイトの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 町田市大地沢自然交流サイトを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 大地沢魅力づくり協働体 (代表団体) 特定非営利活動法人国際自然大学校 理事長 佐藤 初雄 東京都狛江市岩戸北四丁目 17 番 11 号 (その他の構成団体) 日本メックス株式会社			
○ 公の施設の概要			
名 称	町田市大地沢自然交流サイト		
所 在 地	町田市相原町 5307 番地 2		
開設年月	1978 年 7 月		
建物構造	(本館) 鉄筋コンクリート造 3 階建て (地下 1 階) (研修棟) 鉄筋コンクリート造 2 階建て		
施設面積	229, 226. 78 m ² (うち、借地面積 160, 197. 95 m ²)		
建物面積	(本館) 2, 907. 37 m ² (研修棟) 773 m ²		
主要施設	本館・研修棟、キャビン・工芸室小屋		
○ 指定管理者が行う主な業務			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大地沢自然交流サイトの事業の実施に関すること。 ・ 大地沢自然交流サイトの利用に関すること。 ・ 大地沢自然交流サイトの施設等の維持管理に関すること。 			
○ 指定の期間			
2023 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの 5 年間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市大地沢自然交流サイト条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	子ども生活部 大地沢青少年センター所長 山岡	電話	782-3800

議案概要

議案名	第94号議案 金森市民住宅外1箇所の指定管理者の指定について																										
<p>【議案提出の目的】 金森市民住宅及び忠生市民住宅を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 東京都住宅供給公社 理事長 中井 敬三 東京都渋谷区神宮前五丁目 53 番 67 号</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>名 称</td><td>金森市民住宅</td></tr> <tr><td>所 在 地</td><td>町田市金森東三丁目7番</td></tr> <tr><td>開設年月</td><td>1996年4月</td></tr> <tr><td>建物構造</td><td>鉄筋コンクリート造4階建て</td></tr> <tr><td>建物面積</td><td>68.45㎡/戸</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>住宅2戸</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>名 称</td><td>忠生市民住宅</td></tr> <tr><td>所 在 地</td><td>町田市忠生一丁目26番地3 町田市忠生一丁目19番地1</td></tr> <tr><td>開設年月</td><td>2001年4月</td></tr> <tr><td>建物構造</td><td>鉄筋コンクリート造5階・7階建て</td></tr> <tr><td>建物面積</td><td>65.40㎡/戸</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>住宅3戸</td></tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定公共賃貸住宅及び共同施設の設備の維持管理に関すること。 ・ 特定公共賃貸住宅及び共同施設の利用に関すること。 ・ 駐車場の利用に関すること。 <p>○ 指定の期間 2023年4月1日から2028年3月31日までの5年間</p> <p>【議案の法的根拠】</p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市特定公共賃貸住宅条例第34条第3項(指定管理者の指定等)</p>				名 称	金森市民住宅	所 在 地	町田市金森東三丁目7番	開設年月	1996年4月	建物構造	鉄筋コンクリート造4階建て	建物面積	68.45㎡/戸	主要施設	住宅2戸	名 称	忠生市民住宅	所 在 地	町田市忠生一丁目26番地3 町田市忠生一丁目19番地1	開設年月	2001年4月	建物構造	鉄筋コンクリート造5階・7階建て	建物面積	65.40㎡/戸	主要施設	住宅3戸
名 称	金森市民住宅																										
所 在 地	町田市金森東三丁目7番																										
開設年月	1996年4月																										
建物構造	鉄筋コンクリート造4階建て																										
建物面積	68.45㎡/戸																										
主要施設	住宅2戸																										
名 称	忠生市民住宅																										
所 在 地	町田市忠生一丁目26番地3 町田市忠生一丁目19番地1																										
開設年月	2001年4月																										
建物構造	鉄筋コンクリート造5階・7階建て																										
建物面積	65.40㎡/戸																										
主要施設	住宅3戸																										
問合せ先	都市づくり部	住宅課長	村田																								
	電話	724-4269																									